



行政・公共
Public

こんばんは市長室

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長とお話したい方などのために「こんばんは市長室」を開設しています。

日ごろ、まちづくりについて感じていることなど、市長と一緒に考えてみませんか。
対象者 市内に居住されている方、または市内の企業に勤務されている方。

日時 8月24日(月)18時～
(変更になる場合があります) ※懇談時間は1人30分としておりますのでご了承ください。
受付 8月3日(月)～7日(金)
申込み・問合せ
広報広聴係 ☎32-1834

定期行政相談

毎日の暮らしの中で、行政について苦情、要望、意見はありませんか。行政相談の対象となる業務は、国の行政機関、特殊法人(JRやNTT等)の業務、年金、登記、道路、河川、郵便、窓口サービス等の業務です。相談は無料で秘密は厳守します。口頭、電話、手紙での相談にもお応えします。お気軽にお越しください。

日時 8月19日(水)13時～16時
会場 市産業研修ホール2階
(総合体育館横)
行政相談委員
堀口 妥氏・北村 則子氏
問合せ 市民相談係
☎32-1834

無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。訪問販売で高額商品を買われたけど解約したい…、借金を整理したい…などなどお気軽にご相談ください。

日時
◆8月4日(火) 歌志内市・上砂川町 村田 雅彦 弁護士
◆8月11日(火) 赤平市 丸山 健 弁護士
◆8月18日(火) 歌志内市・上砂川町 小林 杜季子 弁護士

無料登記相談会

赤平市と札幌法務局、札幌司法書士会、札幌土地家屋調査士会による「無料登記相談会」を次のとおり開催します。

◆8月25日(火) 赤平市 高木 淳平 弁護士
赤平会場 市コミセン別館
開催時間
▼赤平市・歌志内市(10時～12時)
▼上砂川町(13時30分～15時30分)
予約・問合せ
市民相談係 ☎32-1834
歌志内市役所 ☎42-3211
上砂川町役場 ☎62-2011

無料登記相談会

●すでに所有者が亡くなっていないのに相続登記をしていない(土地や建物の処分等の際に手続きがスムーズにいかず、残された親族に迷惑がかかる場合があります)。
●隣の家との境界がはつきりしない。
●壊した建物の登記がそのままになっている。

●生前に土地を孫に譲りたい。
●ローンを返したのに担保がそのままになっている…など。
土地や建物に関する悩みに登記の専門家が答えられます。この機会にぜひ、ご相談ください。

児童扶養手当の現況届等

児童扶養手当の受給者及び特別児童扶養手当の受給者は、次の期間中に現況届・所得状況届を提出しなければなりません。
年末調整または確定申告をされている方は、平成26年分所得の申告が必要となります(所得が無くても手続きが必要です)。
提出期間
◆児童扶養手当受給者
8月3日(月)～8月31日(月)
◆特別児童扶養手当受給者
8月11日(火)～9月10日(木)
必要なもの 印鑑、証書など
問合せ 子ども未来・医療給付係
☎32-2216

体力測定と生活習慣や心身の状態等に関するアンケート

赤平市では、包括連携協定を締結している北翔大学と共同研究を行うことになりました。
60歳以上の市民を無作為に抽出し、体力測定と、生活習慣や心身の状態等に関するアンケート

トに答えていただくものです。8月中には調査対象者に対し、アンケート調査にご協力いただきました旨の文書を送付する予定です。アンケートの内容や個人情報、分析後のデータは北翔大学の開発した運動プログラムの有効性の検証や健康寿命延伸対策の研究さらに赤平市の高齢者福祉施策や介護保険事業の基礎資料として役立つものになります。アンケート調査へのご協力をお願いします。

問合せ 地域包括支援センター
☎32-0661

司法書士中根事務所

◆業務内容◆
登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。
同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



① 小型はかりの定期検査

商店・工場・学校・病院などで、取引または証明上の計量に使用しているはかり・分銅・おもりは、計量法に基づき、2年に1回北海道計量検定所による検査を受けなければなりません。

次の日程で検査を行いますので、必ず検査を受け、正しいはかりを使用しましょう。

日時・会場 いずれも9月17日(木)
▽9時30分～14時

文京消防分団詰所
▽14時45分～15時45分

茂尻消防分団詰所
問合せ 商工労働係
☎32・1841

① アダプトプログラム 赤平市環境美化ボランティア事業

英語でアダプトは「養子にする」の意味で、アダプトプログラムは「里親制度」と訳されます。

赤平市のアダプトプログラムは、市が管理する公園、道路、河川等の身近な公共空間を自らの「養子」と見なし、市民団体等が「里親」となって、自発的ボランティアにより美化(清掃)を行い、それを市が支援するものです。

活動条件

活動回数は、月1回以上(ただ

し、冬期間の活動については協議による)、活動期間は1年以上とし、参加団体の実施可能な範囲で活動願います。

参加団体は市内在住、または市内在勤の団体とし、安全確保に代表者が責任を持ち、必ず2人以上で活動してください。15歳未満が参加する場合は、成年者が保護者として参加してください。

保険の加入
ボランティア活動中の事故による損害賠償と、ボランティア自身の障がいを含括的に補償するため、ボランティア保険に加入します。

活動状況

現在4団体31名が登録し、活動しています。

問合せ・参加希望申込み
土木係 ☎32・1821

① 生活 LIFE

① 原爆死没者の慰霊と 恒久平和祈念の黙とう

広島と長崎では、原爆死没者のご冥福と世界恒久平和を願い原爆が投下された時刻に1分間の黙とうを捧げることにしています。この趣旨をご理解のうえ、それぞれの家庭や職場、地域でも黙とうをお願いします。

■原爆が投下された日時
広島：8月6日 午前8時15分
長崎：8月9日 午前11時2分



① 8月は「北方領土返還要求 運動強調月間」です

北方領土は、私たちの祖先が心血を注いで開拓した日本固有の領土です。北方領土返還実現に向けて、ご協力をお願いします。

四島(しま)返還
ひとりの力が 大きな力に

① 上下水道課からのお知らせ

もしかして漏水?
最近、極端に水を使っている訳ではないのに、普段と比べて使用水量が多く、料金も急に高くなつた方はいませんか?

- ・ 水洗トイレのタンクが故障し、少量の水が流れ続けていた。
- ・ 水抜栓、埋設管、給水用具が故障し、水が漏れていた…など。
- 故障 漏水の早期発見ポイント
・ 水道管が埋まっている付近の壁や地面が濡れていませんか?
・ 蛇口のしまりが悪いところはありますか?

- ・ 水洗トイレを使用していないのに水が流れていませんか?
 - ・ 水を使用していないのに、メーターの数字が進んでいませんか?
- ※個人宅の水道施設の修理は、市の指定業者にお申込み願います(修理費用は自己負担です)。
家じゅうの蛇口を閉めて、水道メーターを見てください。表示パネルの数字が動いていれば、漏水が疑われます。早期発見のため、月に数回は水道メーターを確認しましょう。

問合せ 上下水道課
☎32・2218

① 堤防刈草の無料配布

空知川の堤防除草で発生する刈草は、家畜の敷きわらや、堆肥化して家庭菜園などで利用できることから、刈草を再利用していただける方を募集します。

募集期間 8月26日(水)まで
配布時期 9月上旬～9月中旬
場所 空知川河川敷(豊橋の上流・西文京町3丁目)

募集方法 事前に申込みが必要となります。くわしくは空知川河川事務所ホームページ、または左記にお問合せください。

問合せ
空知川河川事務所 河川課
☎0124・244111

K&M Law ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制:平日9時から18時) **初回相談料無料** (滝川事務所) 滝川市花月町1丁目1番10号 TEL.0125-23-8455 http://www.kmlaw.jp

◆ 毎月第3土曜日 午後1時から4時まで休日相談開催中 ◆ (土曜日相談の受付は前日まで)

